



県章

# 滋賀県公報

令和5年(2023年)  
10月27日  
第457号  
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

## 目次

○ 告示	
児童福祉法による指定障害児通所支援事業者の廃止の届出(障害福祉課)	1
○ 公告	
環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書の縦覧公告(環境政策課)	1
環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告(環境政策課)	2
大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	2
都市公園区域変更公告(都市計画課)	3
落札者決定の公告(教育総務課)	3
○ 農業農村振興事務所公告	
土地改良区役員退任および就任公告(高島)	4

## 告示

### 滋賀県告示第370号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の5の3第1項の指定障害児通所支援事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

令和5年10月27日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	名称	主たる事務所の所在地	指定障害児通所支援の種類	事業所番号	廃止年月日
宝歩	草津市平井一丁目14-1 ジョイフル草津410	ICF SOLUTIONS 合同会社	近江八幡市大森町6番地9	居宅訪問型児童発達支援 保育所等訪問支援	2550600478	令和5.9.30

## 公告

### 環境影響評価準備書についての意見に対する事業者の見解書の縦覧公告

滋賀県環境影響評価条例施行規則(平成10年滋賀県規則第75号)第46条第1項の規定により読み替えて適用される滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第16条第2項の規定に基づき、国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書についての意見に対する見解書が滋賀県知事 三日月大造から送付されたので、同条第3項の規定により次のとおり公告し、当該見解書を縦覧に供する。

令和5年10月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 見坂茂範 大阪府大阪市中央区大手前三丁目1番41号
- 都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 都市計画対象事業の名称等
  - 名称 国道161号小松拡幅13工区

- (2) 種類 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域における道路の改築(一般国道の改築)
- (3) 規模 延長約4.3キロメートル(高島市勝野から大津市北小松まで)、4車線道路
- 4 対象事業実施区域 大津市および高島市
- 5 見解書の縦覧場所  
 滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室(大津市京町四丁目1番1号)  
 滋賀県高島環境事務所(高島市今津町今津1758)  
 国土交通省近畿地方整備局滋賀国道事務所計画課(大津市竜が丘4番5号)  
 大津市環境部環境政策課(大津市御陵町3番1号)  
 大津市建設部広域事業室(大津市御陵町3番1号)  
 大津市小松支所(大津市北小松565)  
 高島市都市整備部国・県事業対策課(高島市新旭町北畑565番地)  
 高島市高島支所(高島市勝野215)  
 滋賀県ホームページ(<https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kankyoshizen/kankyoushou/304581.html>)
- 6 見解書の縦覧の期間および時間 令和5年10月27日から令和5年11月27日までの各縦覧場所における執務時間内

#### 環境影響評価準備書に関する公聴会開催公告

滋賀県知事 三日月大造から送付のあった、国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第17条第1項の規定に基づき、公聴会を次のとおり開催する。

令和5年10月27日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 公聴会の日時および場所 令和5年12月9日(土)午後1時から 高島市勝野670番地 高島公民館小ホール
- 2 事業予定者の名称、代表者の氏名および主たる事務所の所在地 国土交通省近畿地方整備局 近畿地方整備局長 見坂茂範 大阪府大阪府中央区大手前三丁目1番41号
- 3 都市計画決定権者の名称 滋賀県
- 4 都市計画対象事業の名称等
- (1) 名称 国道161号小松拡幅13工区
- (2) 種類 自然公園法(昭和32年法律第161号)第20条第1項に規定する特別地域における道路の改築(一般国道の改築)
- (3) 規模 延長約4.3キロメートル(高島市勝野から大津市北小松まで)、4車線道路
- 5 対象事業実施区域 大津市および高島市
- 6 公聴会において意見を聴こうとする事項 国道161号小松拡幅13工区環境影響評価準備書または見解書に対する環境の保全の見地からの意見
- 7 公聴会における意見の申出に関する事項 公聴会において意見を述べようとする者は、次に掲げるところにより公述申出書(以下「書面」という。)を知事に提出しなければならない。
- (1) 書面を提出することができる者 滋賀県内に住所を有する者
- (2) 提出する書面の内容 述べようとする意見の要旨ならびに住所、氏名、年齢および意見を述べるために必要な時間を記載すること。
- (3) 書面の提出期間 令和5年10月27日(金)から令和5年11月29日(水)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の執務時間内とする。郵送による場合は、令和5年11月29日(水)までに(5)に掲げる提出先に到着したものを有効とする。
- (4) 意見を述べることができる者の選定等 書面を提出した者のうちから公聴会で意見を述べることができる者を選定し、または意見を述べることができる時間を制限することがある。この場合には、その旨を書面を提出した者宛てに通知する。
- (5) 書面の提出先 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 滋賀県庁本館4階

#### 大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第2号に掲げる事項の変更をした旨の届出があったので公告する。

令和5年10月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 イオン近江八幡店 近江八幡市鷹飼町三丁目7番
- 2 変更した事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名
  - (1) 変更前 株式会社ライフ・ビート 広島県広島市西区三篠町一丁目6番3号イーストビル2階北側 代表取締役 窪英明ほか9者
  - (2) 変更後 株式会社ライフ・ビート 広島県広島市西区三篠町三丁目25番2号MSビル302号 代表取締役 窪英明ほか7者
- 3 変更年月日 令和2年12月21日ほか
- 4 変更の理由 大規模小売店舗において小売業者を行う者の退店または住所の変更のため
- 5 届出年月日 令和5年10月10日
- 6 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
  - (1) 縦覧場所  
滋賀県総合企画部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号  
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号  
近江八幡市産業経済部商工振興課 近江八幡市安土町小中1番地8
  - (2) 縦覧期間 令和5年10月27日から令和6年2月27日まで
- 7 意見書の提出期限および提出先
  - (1) 提出期限 令和6年2月27日
  - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号

#### 都市公園区域変更公告

令和5年4月1日に設置した彦根総合スポーツ公園の区域を変更しようとするので、滋賀県都市公園条例(昭和53年滋賀県条例第13号)第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和5年10月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 公園の名称 彦根総合スポーツ公園
- 2 位置 彦根市松原町地内
- 3 変更区域 別紙図面のとおり
- 4 区域変更の期日 令和5年10月27日  
(「別紙図面」は、省略し、その関係図面を滋賀県土木交通部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。)

#### 落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和5年10月27日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 案件名および数量 滋賀県立学校に係る校務用ディスプレイの借入 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県教育委員会事務局教育総務課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4518
- 3 落札者を決定した日 令和5年9月1日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 東京センチュリー株式会社 京都支店長 川田武史 京都府京都市中京区烏丸通押小路ル秋野々町535番地
- 5 落札金額 61,571,400円
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和5年8月1日(火)

## 農業農村振興事務所公告

## 土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、今津南部土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年10月27日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

## 1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	前 川 勉	高島市今津町弘川382番地
"	安 本 年 孝	同 所319番地 5
"	前 川 幸 雄	同 所1407番地
"	前 川 雄	同 所318番地 3
"	木 下 信 行	同 市今津町福岡858番地
"	角 川 重 博	同 市今津町下弘部392番地 1
"	安 達 登	同 所300番地 1
"	澤 田 市 郎	同 所558番地
"	森 下 徹	同 所582番地
"	河 原 田 新 市	同 市今津町岸脇310番地 1
"	河 原 田 順 一	同 所323番地
"	早 川 康 生	同 市今津町上弘部201番地 1
"	桂 田 孝 司	同 所578番地
"	早 川 清 吾	同 所223番地
"	桂 田 忠 則	同 市今津町梅原109番地
"	中 田 正 敏	同 所727番地
"	石 田 与 志 雄	同 所774番地 1
"	廣 畑 登 志 雄	同 市今津町藺生524番地
"	山 本 作 英	同 所379番地
"	足 立 秋 男	同 所406番地
監 事	森 江 稔	同 市今津町下弘部549番地
"	前 川 勇	同 市今津町弘川446番地 1
"	西 本 晴 男	同 市今津町藺生391番地
"	三 田 村 喜 廣	同 市今津町福岡1036番地

## 2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	前 川 雄	高島市今津町弘川318番地 3
"	前 川 幸 雄	同 所1407番地
"	田 谷 伸 雄	同 所993番地 2
"	前 川 健	同 所425番地
"	采 野 哲	同 市今津町福岡473番地
"	澤 田 市 郎	同 市今津町下弘部558番地
"	安 達 文 和	同 所525番地
"	森 下 徹	同 所582番地
"	糟 貝 晃 雄	同 所401番地
"	河 原 田 順 一	同 市今津町岸脇323番地
"	古 橋 英 樹	同 所871番地 1
"	早 川 賢	同 市今津町上弘部247番地
"	早 川 清 吾	同 所223番地

〃	早川清和	同	所255番地
〃	桂田忠則	同	市今津町梅原109番地
〃	中田正敏	同	所727番地
〃	石田与志雄	同	所774番地1
〃	足立秋男	同	市今津町藺生406番地
〃	山本治彦	同	市今津町弘川779番地8
〃	足立勝則	同	市今津町藺生522番地
監事	前川勇	同	市今津町弘川446番地1
〃	木嶋好幸	同	市今津町下弘部773番地1
〃	西本晴男	同	市今津町藺生391番地
〃	三田村喜廣	同	市今津町福岡1036番地

-----  
**土地改良区役員退任および就任公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、大供土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

令和5年10月27日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 森 真 里

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	古我晴彦	高島市今津町大供285番地
〃	大構常二	同 市今津町大供大門一丁目7番地4
〃	内藤傳次	同 市今津町大供282番地
〃	植松傳嗣	同 所284番地
〃	古我武史	同 所6番地
監 事	石田孝義	同 所44番地1
〃	足立友彦	同 市今津町大供大門一丁目6番地9

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	古我晴彦	高島市今津町大供285番地
〃	大構常二	同 市今津町大供大門一丁目7番地4
〃	内藤傳次	同 市今津町大供282番地
〃	植松傳嗣	同 所284番地
〃	古我武史	同 所6番地
監 事	石田孝義	同 所44番地1
〃	多谷秀富	同 市今津町桜町二丁目8番地8

